

第 31 回 いなべ市農業委員会 議事録

開催日 令和4年6月10日
場 所 シビックコア 研修室2

委員の出欠状況

1番	小川 太一	出	2番	森田 久生	出	3番	伊藤 和雄	出
4番	田中 敏夫	出	5番	渡邊 勉	出	6番	加藤 寛	欠
7番	横井 啓行	出	8番	藤田 則幸	出	9番	松葉 里美	出
10番	伊藤 幸子	出	11番	藤田 一房	出	12番	石原 昭彦	出
13番	二宮 義隆	出	14番	山田 陽一	欠	15番	藤田 義昭	出

開 会 時 刻 午前 9時 00分
閉 会 時 刻 午前 10時 00分

配 布 物 「三重用水だより」

<p>1 開会の辞 事務局長(種村明広)</p>	<p>第 31 回いなべ市農業委員会を開催させていただきます。よろしくお願ひいたします。</p>
<p>2 会長挨拶 会長(伊藤和雄)</p>	<p>お集まりいただきましてありがとうございます。第 31 回いなべ市農業委員会を始めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。</p>
<p>3 開会の宣言 議長(伊藤和雄)</p>	<p>いなべ市農業委員会総会規則第 5 条に基づき、議長を務めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>只今の出席委員は 13 名でございます。定足数に達しておりますので、第 31 回いなべ市農業委員会を開会いたします。</p>
<p>4 議事日程 (日程第 1) 議長</p>	<p>それでは日程第 1、本日の議事録署名委員の指名については、「いなべ市農業委員会総会規則第 6 条第 2 項」の規定に基づき、会長が定めることとなっておりますので、本日の議事録署名委員に、10 番議席伊藤幸子委員と、11 番議席藤田一房委員のお二人を指名させていただきます。よろしくお願ひします。</p>
<p>(日程第 2) 議長</p>	<p>それでは、日程第 2 報告第 66 号「農地所有適格法人の要件を満たしている法人について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>日程第 2 報告第 66 号</p>

	<p>農地所有適格法人の要件を満たしている法人について 次の法人から農地法第6条に基づく報告があり、内容を精査したところ、同法第2条第3項各号に掲げる要件を満たしていたので報告する。令和4年6月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄</p> <p>管内に農地を有する農地所有適格法人は、農地法第6条により毎事業年度3か月以内に事業状況等の報告が義務づけられています。農業委員会では内容を精査し、農地法第2条第3項に定める要件を満たさなくなった場合には、必要な措置を講じることになっています。</p> <p>今回の法人3団体は問題もなく、要件を満たしていると判断したので報告します。</p> <p>議長 報告第66号については、農地を所有する法人からの報告に関するものです。 報告事項について質問等がありましたらお願いします。 質問がないようですので次に進みます。</p> <p>議長 つづいて、日程第3 議案第181号「農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」、日程第4 議案第182号「農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）」を一括して議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局 日程第3 議案第181号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定） 次のとおり、いなべ市長から農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画が提出されたので、議決を求める。令和4年6月10日 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>市が農用地利用集積計画を定めるときは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、農業委員会の決定を経て、市が定めることとなっております。通常、農地の貸し借りをする場合、農地法の許可がありますが、農用地利用集積計画を定めるとその手続きが不要になり、期間満了になると自動的に契約が終了することになります。</p>
--	---

す。

議案書のとおり利用権の設定計画が提出されたのでお図りをします。

今回は、中間管理機構分が、42件、64筆、総面積102,448㎡となっています。

続きまして、日程第4 議案第182号

農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）

次のとおり、いなべ市長から農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画が提出されたので、議決を求めます。令和4年6月10日提出
いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄

所有権移転につきましても市が農用地利用集積計画を定めるときは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、農業委員会の決定を経て、市が定めることとなっております。

今回は、公益財団法人三重県農林水産支援センターが実施する農地売買等事業に関する所有権移転 1件 6筆 14,172㎡となっております。

この案件は、2月の委員会にてお諮りした地権者から三重県農林水産支援センターに所有権移転したものに対して、支援センターから受け手に所有権移転するものです。

農地売買事業とは、担い手農業者等の規模拡大を図ることにより、経営安定化を目指すための事業です。

売り手にも、買い手にもメリットがある事業です。

議長

181号議案は、公益財団法人三重県農林水産支援センターが実施する農地中間管理事業の期間を決めた利用権の設定です。

182号議案は、同じ事業で所有権移転を伴うものです。

両議案につきまして質問等ありましたらお願いします。

特にないようですので、採決に入ります。

まず、議案第181号「農用地利用集積計画の決定について（利用券設定）」について採決いたします。

本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

	<p>全委員挙手です。 よって本議案は原案どおり決定されました。</p> <p>つづいて、議案第182号「農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）」について、全委員で採決いたします。 本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。 よって本議案は原案どおり決定されました。</p>
(日程第5) 議長	<p>続きまして、日程第5 議案第183号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>日程第5 議案第183号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について（委員会処分）</p> <p>次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請があったので議決を求める。令和4年6月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の3条所有権移転の申請は、6件11筆、面積7,710㎡です。</p> <p><8番案件>の申請地は、員弁町笠田新田地内の農用地内の田です。譲受人である員弁町笠田新田に住所を有する [] [] が松阪市に住所を有する [] [] が所有する議案書に記載の1筆、487㎡を売買により譲り受ける申請です。</p> <p><9番案件>の申請地は、員弁町笠田新田地内の農用地内の田です。譲受人である員弁町上笠田の [] [] が松阪市に住所を有する [] [] が所有する議案書に記載の1筆、224㎡を売買により譲り受ける申請です。</p> <p>なお、この土地は、農地の位置、面積、形状等からみて、隣接する土地と一体として利用しなければ、利用することが困難と認められる農地に該当するため、下限面積適用除外になります。</p>

	<p><10 番案件>の申請地は、大安町石樽南地内の田畑です。 譲受人である大安町石樽南の[]が大安町石樽南の[]が所有する議案書に記載の3筆、3,690㎡を生前贈与により譲り受ける申請です。</p> <p><11 番案件>の申請地は、藤原町市場地内の畑です。 譲受人である藤原町市場の[]が藤原町市場の[]が所有する議案書に記載の1筆、221㎡を交換により譲り受ける申請です。</p> <p><12 番案件>の申請地は、藤原町下相場地内の農用地内の田です。 譲受人である藤原町上相場の[]が愛知県弥富市の[]が所有する議案書に記載の1筆、2,234㎡を贈与により譲り受ける申請です。</p> <p><13 番案件>の申請地は、北勢町阿下喜地内の畑です。 譲受人である北勢町阿下喜の[]が北勢町阿下喜の[]が所有する議案書に記載の4筆、854㎡を売買により譲り受ける申請です。</p> <p>以上6件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。 何か質問はありますか。</p>
	<p>特に無いようですので、議案第183号を採決いたします。 本議案について、原案どおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。</p>
	<p>全委員挙手であります。 よって本申請につきましては、許可することといたします。</p>
(日程第6)	<p>議長 続きますので、日程第6 議案第184号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>日程第6 議案第184号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について</p>

(知事処分)

次のとおり、農地法第4条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和4年6月10日提出 いなべ市農業委員会会長
伊藤 和雄

今回の申請は、1件、1筆で361㎡です。

<1番案件>は、員弁町暮明地内の畑です。

農地区分は、1種農地です。1種農地ですが集落接続により不許可の例外にあたります。

議案第186号 農地法第5条(使用貸借)4番案件に関連しますので、併せてご説明します。

4条の転用計画としては、転用実行者である員弁町東一色の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、361㎡を、個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

そして、5条では転用しつつ、使用貸人の■■■■から使用借人の■■■■に貸すものです。

土地造成は盛土を行い、外周にコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。

雨水排水は敷地内で集水の上、既設の道路側溝へ放流します。

以上4条転用許可1件、につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

この案件につきましては、6月3日に現地調査を行っております。現地調査委員からその調査結果を報告させていただきます。

現地調査委員

議案第184号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について」1件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。

議長

ありがとうございました。

何か質問はありますか。

特に無いようですので、議案第184号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について」の採決をいたします。

の道路側溝へ放流します。

<10番案件>は、員弁町北金井の畑です。農地区分は、2種農地です。現況は畑です。

転用計画としては、譲受人である員弁町北金井の[]が、員弁町北金井の[]が所有する議案書に記載の1筆、327㎡を、個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は、周囲はコンクリートブロックを設置し土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、汚水排水は下水道を利用します。雨水排水は既設の道路側溝へ放流します。

<11番案件>は、大安町南金井地内の畑です。この団地は住環境整備事業として、土地区画整理事業を行っており、農地区分は、3種農地です。現況は畑です。

転用計画としては、譲受人である大安町石樽東の[]が、大安町南金井の[]が所有する議案書に記載の1筆、600㎡を、個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は30cm以内の盛土をし、既設のコンクリートブロックにて土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。雨水排水は既設の道路側溝へ放流します。

<12番案件>は、北勢町麻生田地内の畑です。農地区分は、麻生田駅が300m以内にあるため3種農地です。

転用計画としては、譲受人である員弁町北金井の[]が、北勢町麻生田の[]他2名が所有する議案書に記載の3筆、374㎡を、個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は40cm程度の盛土を行い、外周にコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。雨水排水は雨水樹を設置し自然浸透します。

<13番案件>は、員弁町松之木地内の畑です。農地区分は、おた医院及びわたなべ整形外科が500m以内にあるため、3種農地です。現況は畑です。

転用計画としては、譲受人である員弁町北金井の[]が、員弁町松之木の[]が所有する議案書に記載の1筆、512㎡を、個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は40cm程度の盛土を行い、外周にコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。雨水排水は既設の道路側溝へ放流します。

続きまして、日程第8 議案第186号

農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権許可申請承認について（知事処分）

次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和4年6月10日提出 いなべ市農業委員会会長
伊藤 和雄

今回の申請は、1件、1筆で361㎡です。

<4番案件>は、員弁町暮明地内の畑です。議案第184号 4条転用 1番案件で説明いたしましたので、省略します。

以上5条所有権移転6件、使用貸借1件の計7件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

この案件につきましては、6月3日に現地調査を行っております。現地調査委員からその調査結果を報告させていただきます。

現地調査委員

議案第185号「農地法第5条の規定による農地の所有権移転許可申請について」6件、議案第186号「同法の規定による農地の使用貸借権設定許可申請について」1件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。

議長

ありがとうございました。

これらの議案について、何か質問はありますか。

特に無いようですので、議案第185号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」の採決をいたします。

本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。

全委員挙手です。

	<p>よって、当委員会の意見は、「なし」とすることに決定しました。</p> <p>続いて、議案第186号「農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、当委員会の意見は「なし」と決定しました。</p>
(日程第9) 議長	<p>続きまして、日程第9議案第187号「非農地証明願承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局</p> <p>日程第9 議案第187号 非農地証明願承認について（委員会処分）</p> <p>次のとおり、非農地証明願があったので、議決を求める。令和4年6月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は 3件、6筆 1,415㎡です。</p> <p><10番案件>の申請地は、大安町石樽東地内の台帳地目、畑です。</p> <p>願出者は大安町石樽東の■■■■で、昭和52年から宅地に転用し、現在に至っております。</p> <p><11番案件>の申請地は、藤原町日内地内の台帳地目、畑の1筆です。</p> <p>願出者は藤原町日内の■■■■で、平成10年以前から宅地に転用しており、現在に至っております。</p> <p><12番案件>の申請地は、員弁町北金井地内の台帳地目、田の4筆です。</p> <p>願出者は員弁町大泉の■■■■で、平成3年以前から宅地と駐車場に転用しており、現在に至っております。</p> <p>以上3件につきまして、現場確認及び空中写真等の書類審査の結果、証明基準を満たしていると判断されますので、審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>議長</p> <p>事務局の説明は終わりました。</p>

<p>5 その他</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>非農地証明につきましては、無断転用後おおむね 20 年を経過した土地についての証明です。 何か質問はありますか。</p> <p>特に無いようですので、議案第 187 号「非農地証明願承認について」を採決いたします。願いどおり証明することについて賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手であります。 よって、本案件については願いどおり証明することに決定しました。</p> <p>議事については、以上です。その他に入ります。 委員さんから何かありますか。 事務局から何かありますか。</p> <p>三重用水様の「三重用水だより」を配布させていただきましたので、ご参考にしてください。</p>
<p>6 閉会の宣言</p> <p>議長</p> <p>【午前 10 時閉会】</p>	<p>今回は、7 月 1 日（金）午前 9 時から現地調査、5 番議席渡邊勉委員と 6 番議席加藤寛委員は出席をお願いします。</p> <p>次回委員会は、7 月 8 日（金）です。場所は、今回と同じ場所です。よろしくをお願いします。</p> <p>これをもちまして第 31 回農業委員会を終了します。</p>

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

いなべ市農業委員会
会長 伊藤 和雄

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____